

兵庫県公報

平成24年9月25日 火曜日 第2426号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
○ 道路の位置指定（建築指導課）	8
○ 建築士法に基づく免許の取消し（同）	8
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（阪神南県民局）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11

告 示

兵庫県告示第1258号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名称 神戸海星病院
所在地 神戸市灘区篠原北町3丁目11-15
認定年月日 平成23年12月27日
認定の有効期限 平成26年12月26日
- 名称 明石回生病院
所在地 明石市二見町東二見549-1
認定年月日 平成24年7月7日
認定の有効期限 平成27年7月6日
- 名称 社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺病院
所在地 西宮市室川町10-22
認定年月日 平成24年9月16日
認定の有効期限 平成27年9月15日
- 名称 笹生病院
所在地 西宮市弓場町5-37
認定年月日 平成24年9月16日
認定の有効期限 平成27年9月15日
- 名称 西宮協立脳神経外科病院
所在地 西宮市今津山中町11-1
認定年月日 平成24年9月16日
認定の有効期限 平成27年9月15日



兵庫県告示第1259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年9月10日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業	寺地区	平成24年9月25日から 同 年10月15日まで	姫路市役所
ため池等整備事業（一般）ため池 整備工事	沢田池地区	同	小野市役所



兵庫県告示第1260号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町豊福字風呂裾23の1から23の3まで、字檜山45の6、45の31
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇風呂裾23の1・23の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1261号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町豊福字白ノ谷116の1（次の図に示す部分に限る。）、116の15、116の22
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇白ノ谷116の1・116の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1262号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

キャタピラー・ジャパン株式会社明石事業所

明石市魚住町清水1106番地4

執行役員明石事業所長 前 畑 秀 和

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

キャタピラー・ジャパン株式会社明石事業所

明石市魚住町清水1106番地4

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設－ 工程 1			63号ホ 廃ガス洗浄施設－ 工程 2		
能 力	1,650m ³ /分			同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後60日			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時30分、20時～ 翌5時 16時間			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	な し			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7.5	7.5	7.5	7.5	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120	120	14,200	14,200	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	350	35,400	41,300	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1,000	1,000	118,000	118,000	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	20	34	2,400	4,000	
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	70	70	8,300	8,300	
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	10	10	1,200	1,200	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	50	0	17		

備考 既設特定施設を廃止するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
ブーム1,960台/月、スイングフレーム680台/月	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
4.6	4.6
120	120
390	390
150	165
2,400	2,400
4,300	4,300
50	50
3,000	3,000
—	—
0	29.2

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 9月25日から同年10月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第1263号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
太陽鋳工株式会社赤穂工場
赤穂市中広字東沖1603番1
工場長 田 中 慎 吾
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
太陽鋳工株式会社赤穂工場
赤穂市中広字東沖1603番1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	12,800m ³ N/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	18	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	20
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	4	8
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.9	5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		114	119

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 9月25日から同年10月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第1264号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡績株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 小 黒 清 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡績株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設 (No. 1、No. 2)		
能 力	容量 5 m ³ /基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 3時間		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	—	—
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	950,000	1,000,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.38/基	0.49/基	

備考 特定施設に該当しない既設施設の使用方法の変更により、新たに71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設に該当するもの。このほか、71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設7基を設置する。

汚水等は、外部委託処理又は焼却処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年9月25日から同年10月16日まで

(2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1265号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
久 谷 (4)	美 方 郡	新温泉町	久 谷	向 山	22番4、23番4、24番5、457番1の一部、458番1、458番2、459番、460番1、460番2、461番、462番1の一部、464番1の一部、465番の一部、466番3の一部、467番1の一部、469番1、469番4、470番、471番1、471番2、472番1、472番2、473番、458番1から469番4に至る地先の道路敷の一部、471番2から472番1に至る地先の道路敷
				西ノ後	474番2から474番4までの各一部、474番5、479番1の一部、474番3地先の水路敷の一部、474番5地先から479番1に至る地先の水路敷の一部
				向 町	533番、539番、540番、541番1の一部、541番2、533番から540番に至る地先の道路敷、533番から539番に至る地先の水路敷の一部
				仏 谷	661番1の一部、661番11地先の無番地、662番の一部、663番、664番1、664番3、661番11地先の道路敷、664番1から664番3に至る地先の道路敷



兵庫県告示第1266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0009号	24. 9. 10	赤穂郡上郡町井上字中道156番1の一部	4.02 ～ 5.20	34.6



兵庫県告示第1267号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成24年 9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 免許の取消年月日
平成24年 9月 5日
- 2 建築士の氏名
木 地 利 一
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 第3916号
- 4 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 第 1 号に基づく届出があったため。

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
大和石油 株式会社	高砂市荒井町千鳥3-3-10	平成24年 9月 1日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンターアグロ砥堀店
所在地 姫路市砥堀字流田733番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ホームセンターアグロ	安 黒 嘉 宣	宍粟市山崎町今宿129番地の1
有限会社トホリエステート	田 中 敏 通	姫路市砥堀988番地
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前
3,245平方メートル
 - イ 変更後
3,905平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
午前9時から午後8時まで
 - イ 変更後
午前9時から翌午前1時まで
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前

午前8時30分から午後8時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から翌午前1時30分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前

出入口4箇所

イ 変更後

入口2箇所、出口2箇所

4 変更する年月日

平成25年5月7日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ホームセンターアグロ	安 黒 嘉 宣	宍粟市山崎町今宿129番地の1
株式会社ゲオ	遠 藤 結 蔵	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3

(2) 駐車場の収容台数

163台

(3) 駐輪場の収容台数

35台

(4) 荷さばき施設の面積

132平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の容量

19.2立方メートル

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成24年9月6日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年9月25日から4月間

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年1月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月25日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュニ崎金楽寺店

所在地 ニ崎市金楽寺町一丁目1-1ほか

2 同法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要

(1) 自転車、原動機付自転車での来客者に対しては、自転車駐輪場等に駐車させるよう適切に誘導を行い、

歩道を含め道路上に駐車させないこと。

- (2) 開発予定地の東側には住居が立地していることから、来店車両等により新たに発生する自動車等に起因する騒音や、駐車中のアイドリング音等も含め、敷地内からの騒音、振動の伝播については十分に配慮されたい。
- (3) 産業廃棄物の排出に当たっては、一般廃棄物と分別し、廃棄物処理業者に委託するなど、適正に処理されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年9月25日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市西蔵町109番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館3階
株式会社日本海洋科学 代表取締役社長 関根 博
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年5月16日
兵庫県指令神南（西土）（建）第1-1号（24芦屋）